

需要者要件チェックリスト

年 月 日

ご記入者 会社名 _____
 所属 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 FAX _____
 E-Mail _____

需要者要件リスト

貨物又は役務名 (製品名/型名)	<p style="color: red;">※制御器 K2 を含む場合、下記の何れかに○印を付けて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンは (送る・送らない) ・K2 ハードのみの出荷か (はい・いいえ) ・K2 プログラムは (送る・送らない) ・K2 プログラムのインストールは出荷前に (する・しない)
注文主 (貴社名) 及び所在地	国名・所在地 名称
輸出者及び所在地	国名・所在地 名称
最終需要家及び所在地	国名・所在地 名称
輸出時期	
輸出ルート	海上輸送 航空輸送 陸上輸送 (鉄道 トラック その他 : _____) (該当するもの・複数・に○をつけて下さい)
梱包	工場出荷時梱包 一般輸出梱包 その他 (_____) (該当するものに○をつけるか空欄にご記入ください)
使用若しくは作業地	国名・使用/作業地 使用/作業場名称
設置・使用・作業場所	生産ライン 試験・実験場 検査場 その他 (_____)

用途チェックリスト

年 月 日

(ご記入者) 会社名 _____
 郵便番号 _____
 住所 _____

 所属部署 _____
 氏名 _____
 電話 _____
 FAX _____
 E-Mail _____

用途チェックリスト

引き合い情報のチェック			
引き合い需要者名：		作成部門 (ご記入者)	
需要者が外国ユーザーリストに掲載されているか？	はい・いいえ	承認印	作成印
貨物又は役務 (技術) 名称			
情報の入手先			
需要者用途のチェック内容			
1. 核兵器の開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
2. 軍用化学製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
3. 軍用細菌製剤の開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
4. 軍用化学製剤もしくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
5. 300Km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
6. 300Km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵		はい・いいえ	
別 表 行 為	① 核燃料もしくは核原材料の開発、製造、使用もしくは貯蔵	はい・いいえ	
	② 核融合に関する研究	はい・いいえ	
	③ 原子炉又はその部分品もしくは付属装置の開発、製造、使用もしくは貯蔵	はい・いいえ	
	④ 重水水の製造	はい・いいえ	
	⑤ 核燃料物質の加工	はい・いいえ	
	⑥ 核燃料物質の再処理	はい・いいえ	
	⑦ 以下の行為であって、軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関がおこなうもの、又、これらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの。 a.) 化学物質の開発又は製造 b.) 微生物もしくは毒素の開発、製造、使用もしくは貯蔵 c.) ロケットもしくは無人航空機の開発、製造、使用もしくは貯蔵 d.) 宇宙に関する研究	はい・いいえ	

注) 外国ユーザーリスト：大量破壊兵器等の開発動向等に関し、経済産業省が作成した

様式 CPF4104(5)

需要者等についての輸出者誓約書

IMV 株式会社 御中

会社（団体）名 _____
郵便番号 _____
住所 _____
所属部署名 _____
責任者名 _____ 印
TEL. FAX. _____

需要者等についての輸出者誓約書

貴社から購入する製品（含技術）であって、それが日本国の外国為替法及び輸出貿易管理令等に基づく規制対象製品・技術（以下、総称して該当品という）である旨の通知を受けたもの及びそれ以外の非該当品につき、下記の事項を確実に遵守することを誓約します。

記

1. 該当品に関する遵守事項

- 1) 該当品を直接輸出する場合は勿論、別に商社等を通じ、間接輸出する場合においても（以下双方を輸出という）常にその最終需要者・最終用途目的を確認し、法令及び日本政府の指導要領に反しないようにします。
- 2) 該当品が、大量破壊兵器（以下兵器という）の開発・設計・製造に使用され、もしくはその疑いのある場合には、その該当品についての最終需要者または仲介者には、一切該当品を輸出しません。
- 3) 該当品を輸出する場合、法令に基づき日本政府の事前の輸出許可を得ておこないます。
- 4) 該当品の海外及び国内の売先に対しても、前条項の内容と趣旨を知らせ、遵守を約束させます。

2. 非該当品に関する遵守事項

非該当品であっても、輸出する場合、兵器の開発・設計・製造等に関与しているおそれのある最終需要者、または、その仲介者に当たらないか否かを念のため確認し、これらの製品が兵器製造に転用されないよう防止策を講じます。

3. 貴社製品を取引上確認した使用目的以外には使用しません。

本誓約書の有効期限は作成の日から 3 ヶ年とします。